

第35回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年3月25日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時45分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室 東側
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 非農地証明願出について
議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
議案第7号 令和3年度の下限面積(別段の面積)の設定について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 農地使用貸借権解約書(合意書)について
5. 出席委員(25人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
 4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
 7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
 10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 長田 義孝、渡邊 正明、伊東 繁男、鈴木 茂之、武田 公男、
 遠藤 勝典、松浦 正博、川村 勇、松浦 道彦、渋谷 由勝
6. 欠席委員(5人)
推進委員 齋 重昭、橋浦 福男、中澤 正一、菅野 弘一、大内 伸一
7. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 平井 啓嗣 主幹 佐藤 理恵
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第35回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第35回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員10名計25名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

4番 佐竹 智弘 委員 5番 大久保 昭子 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、松浦朋子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

第1班代表委員の松浦朋子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年3月25日提出。

番号1、大字・字・地番は愛島笠島字桜町70番、地目は登記現況共田、登記面積

は450㎡、転用目的は駐車場、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は売買1㎡当り3,555円、駐車場用地です。

次に、位置図、公図については議案書の2ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、愛島小学校の北側にあります。小学校から高館方向に向かう道路の一部は通学路でありながら歩道がない部分もあります。このたび歩道を確保し、道路拡幅ということになりました。この件の譲受人は小学校のすぐ北側で簡易郵便局を営んでおり、道路を挟んで店舗兼住宅を有しております。道路の拡幅により郵便局の駐車場が狭くなるということで、今回の申請に至りました。すぐ向かい側に田んぼが並んでいますけれども、この田んぼ側にフェンス等を作って、なお、法面には植芝を行うということです。また、店舗兼住宅の方も一部道路にかかるということで、同時に69番の宅地を購入し、移転するそうです。駐車場の雨水に関しましては、北側に傾斜をつけ、宅地の雨水とともに北側側溝に流すということです。

次に番号2、大字・字・地番は愛島笠島字西南沢89番1、地目は登記現況共畑、登記面積は1,345㎡、転用目的は市道迂回路で一時転用です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は賃借権設定、許可日より7ヶ月、賃料60,000円です。それから、同じ事業にかかわることですので、2番、3番を併せてご説明申し上げます。番号3、大字・字・地番は愛島笠島字西南沢92番1、地目は登記現況共田、登記面積は326㎡、転用目的は市道迂回路で一時転用です。貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は賃借権設定、許可日より7ヶ月、賃料151,200円です。

この2番と3番につきましては、愛島の川内沢ダム建設に伴う道路工事が行われている現場です。議案書の3ページ、4ページに位置図、公図がございます。ダムの完成は5年後の予定だそうです。着々と工事が進められている様子がうかがえました。道路も上の方からだいぶ下の方までつながってきたようです。その道路工事に伴い、一部通行止めになる区間が出てきたので、今回の申請地を借りて迂回路を作るという内容のものでした。この申請地の使用にあたっては、農地に影響の無いように土木シートを敷き、その上を砂利敷とするそうです。2番と3番の賃料にかなりの開きがありますけれども、2番の60,000円は県の規定の単価によるものだそうです。3番は譲受人が前の工事のときのこの価格で貸したという経緯があったとのことで、今回もこの額という事で双方が合意に至ったそうです。

議案第1号1番から3番までにつきましては、3月23日の担任委員会で現地調査を行い、1番については、譲受人から、2番、3番については借受人である法人から委任を受けた代理人から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦道彦委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦道彦推進委員）

議案第1号1番から3番につきまして、3月23日に担任委員会の現地調査に同行したところ、周辺農地への影響は生じないものと判断いたしましたので、転用については問題ないものと考えます。1番についてですが、駐車場の左側に水路がありますが、この水路は重要な水路でありますので、この水路に土砂が崩れないように注意してほしいと考えています。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、松浦朋子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。令和3年3月25日提出。

番号1、大字・字・地番は高館熊野堂字谷地前40番外13筆、地目は登記現況共

田6筆、畑8筆、登記面積は畑5,027㎡、田5,262㎡、合計10,289㎡、権利種別は贈与、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は10,289㎡、世帯員、労力人は共に2人、後継者への贈与です。

番号2、大字・字・地番は手倉田字堰根106番外3筆、地目は登記現況共田4筆、登記面積は畑7,765㎡、権利種別は贈与、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は7,765㎡、世帯員、労力人は共に3人、後継者への贈与です。

1番の譲受人は、現在譲渡人と同居していませんが、休みの日は実家に行って農家の仕事をし、特に田んぼに関しては全面的に譲受人が担っているそうです。また、近いうちに名取市へ転居する計画もあるということです。2番は同居の親子間の贈与です。1番、2番とも、耕作放棄地はありませんでした。

議案第2号1番、2番につきましては、農業後継者への贈与であり、農地法第3条の判断基準でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦道彦委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦道彦推進委員）

議案第2号1番、2番につきましては、許可要件を満たすため、本手続きについては適当であると考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第3号「非農地証明願出について」を議題といたします。

それでは、松浦朋子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（松浦朋子委員）

議案第3号非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願出の提出があったので意見を求めます。令和3年3月25日提出。

番号1、高館吉田字北宮神明77番1、地目は登記畑、現況雑種地、登記面積は12㎡、願出人の住所、氏名については、総会資料のとおりです。こちらの土地は道路用地の残地で12㎡の農地が残されており、ここで作物を作ることのできない狭小な土地でした。所有者は草取りなどを行っていたようですが、高齢になり困難になったので、今回の願出を出されました。

議案第3号1番につきましては、3月23日の担任委員会で現地調査を行い、願出人から委任を受けた代理人により実情を聴取したところ、農地として利用することが困難な土地と判断できることから、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦道彦委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦道彦推進委員）

議案第3号1番につきましては、3月23日の担任委員会の現地調査に同行し、現地を確認したところ、農地として利用することが困難な状況であることから、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

《議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、松浦朋子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第4号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について、申請者より下記のとおり事業計画変更（計画者の変更）承認申請があったので、意見を求めます。令和3年3月25日提出。

番号1 令和元年7月19日付け宮城県（仙振）指令第163号（農地法第5条）
1. 申請者の住所、氏名、当事者の別申請者（当初計画者）承継者、氏名、住所については、総会資料のとおりです。2. 転用事業変更の承認を受けようとする土地、土地の所在は閑上宇太子堂、地番は133番1、筆数1筆、地目は登記現況共に畑、面積は442㎡です。3. 変更しようとする事業計画の詳細、令和元年7月19日に指令第163号にて許可された当該地において、工事増工のため工期を令和3年3月31日から令和3年9月30日に変更する。これは、閑上の地蔵前雨水幹線工事のための事務所がある場所です。事業計画変更により工事が増工となり、工期の変更の承認申請があったものです。

議案第4号につきましては、3月23日の担任委員会で、申請者から委任を受けた代理人により実情を聴取いたしました。現地は公共工事のための現場事務所としてすでに農地転用許可が下りていたところですが、この工事増工のために工期の延長が必要となったことから、計画を変更することはやむを得ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦道彦委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦道彦推進委員）

○ 議案第4号につきましては、3月23日の担任委員会で実情を聴取したところ、工事が増工したため、当初計画していた工期に間に合わなくなったことから、計画を変更することはやむを得ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の8ページをお開きください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、令和3年3月8日、10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求めます。

令和3年3月25日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規31件156, 208㎡、更新64件341, 463. 63㎡

合計95件497, 671. 63㎡。

2 利用権を設定する土地

田333筆488, 944. 63㎡、畑15筆8, 727㎡

合計348筆497, 671. 63㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定92件、所有権移転3件。

② 賃借権の存続期間。1年2件、2年2件、3年44件、4年3件、5年37件、6年2件、10年2件。

③ 借賃10a当り。30kg30件、45kg39件、50kg1件、60kg18件、70kg2件、90kg1件、12,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額。200,000円1件、300,000円1件、524,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで借借人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和3年3月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書9ページから24ページのとおりです。24ページの売買の案件でございますが、台林地区の売買案件については所有者の意向により所有権移転登記をするもので、耕作放棄地の解消に結びついたものであります。その他の売買案件については担い手への農地集積のための所有権移転となります。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第5号については原案のとおり承認いたします。

《議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは議案書の25ページをお開きください。議案第5号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和3年3月25日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規3件15,369㎡、更新はありません、合計3件15,369㎡。

2 利用権を設定する土地

田13筆14,465㎡、畑1筆904㎡、合計14筆15,369㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定3件。

② 賃借権の存続期間。6年1件、10年2件。

③ 借賃（10a当り）。5,000円1件、7,000円1件、8,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和3年3月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書26ページのとおりです。賃借権設定3件、合計1

5, 369㎡であります。以上でございます。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第6号は原案のとおり承認といたします。

《議案第7号 令和3年度の下限面積（別段の面積）の設定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第7号令和3年度の下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは議案書の27ページをお開きください。議案第7号令和3年度の下限面積（別段の面積）の設定についてでございます。

1 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針としまして、現行の下限面積（別段の面積）50aの変更は行いません。理由としまして、2015農林業センサスで管内の農家で50a未満の農地を耕作している農家が、全農家数の2割以下、1割2分3厘であるためです。

2 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針としまして、現行の下限面積（別段の面積）50aの変更は行わない。理由としまして、令和元年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査結果として、管内の遊休農地率は0.4%と低い現状であるためでございます。

以上、別段面積の必要性については、申し上げた2つの理由により当委員会において下限面積は農地法どおり50aとして変更を行わないということでございます。なお、新規就農者を促進するための別段面積の設定については、令和2年11月16日付けで農林水産省経営局農地政策課長から通知があり、基盤強化法に基づく取り組みを活用した場合は、農地法第3条第2項の各許可基準の適用を受けないことから、下限面積を満たす必要は無いということになっております。以上でございます。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第7号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約書（合意書）について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（3）「農地使用貸借権解約書（合意書）について」、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（3）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（3）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小畑局長）

〔4月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第35回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時45分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和3年4月22日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 4番 _____

署名委員 5番 _____